

## 第1章 医療法

### 2 - ( 1 ) 病院、診療所、助産所休止届

1 事 案	病院、診療所又は助産所の開設者が、その病院、診療所又は助産所を休止した場合、休止後10日以内に届け出る
2 根拠法令	法8条の2第2項
3 提出宛名	知事（保健所長受理）
4 提出部数	2部
5 添付書類	休止理由の説明に必要な書類（必要に応じて）
6 事務処理	收受 - 起案 - 決裁 - 報告（台帳整理）
7 審査要領	<p>(1) 届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。</p> <p>(2) 名称、開設の場所、開設届出年月日は台帳と相違ないか。</p> <p>(3) 休止後10日以内に届出されていない場合は遅延理由書又は顛末書を添付すること。</p> <p>(4) 法人等開設の場合にあっては、休止期間が1年以内か。</p> <p>(5) 利用者に対する院外掲示等の周知を行っているか。</p> <p>(6) 法人開設の場合は休止期間の期限が1年間であることから、休止が1年を超える場合は、1年ごとに休止届を保健所に提出するよう指導すること。また、休止が継続される場合は、現地に赴き、診療所の休止状況を確認するとともに、申請者の連絡先を把握し、音信不通とならないよう注意すること。</p>
8 備考	

(様式2-(1))

## 病院、診療所、助産所休止届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒 TEL

(法人であるときは、主たる事務所の所在地)

(フリガナ)

開 設 者  
(又は届出者)

氏 名

(法人であるときは、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり休止したので、医療法第8条の2第2項に基づきお届けします。

記

1 名 称

2 所 在 地

3 開設許可(届出)  
年月日及び番号

4 休 止 の 理 由

5 休 止 の 年 月 日

6 休 止 の 予 定 期 間

7 届出者と開設者の続柄(開設者以外の者が届け出る場合)